

〔Ⅱ〕2018年12月に成立した改正水道法（施行は2019年10月から）に関する下記の資料①と資料②を読んで、次の問いに答えなさい。

問1 水道事業への「コンセッション方式」導入の「メリット」と「デメリット」について、それぞれ200字以内で、各資料から総合的に読み取って述べなさい。

問2 水道事業はさらに「民営化」を進めていくべきだろうか。問1の内容をふまえて、350字以上400字以内で述べなさい。

資料① 水道民営化が問う「公共」

＜改正水道法＞ 昨年〔2018年〕12月の国会で改正案が可決され、成立した。最大の変更点は、自治体が給水責任、施設の所有権を持ったまま、運営権を民間企業に売却する「コンセッション方式」を選択できるようになったこと（24条）。厚生労働省によると、浜松市など全国で6自治体が同方式の導入に向けて調査などを実施している。〔後略〕

◇地域一丸で答え導け。NGO「トランスナショナル研究所」スタッフ・岸本聡子さん

改正水道法の議論で、政府は「民営化」ではなく「官民連携」というあいまいな言葉を使いました。水道事業では既に検針など一部で民間委託が行われており、今回の法案で焦点となったコンセッション（公設民営）もその延長と言わんばかりです。

委託は民営化ではありません。しかし、コンセッションはどうか。運営権を民間に売却する、つまり運営を委託したと思われがちです。しかし、「運営」とは金と物と人を自由にできるということ。それが移るとは、決定権も移るとのことなのです。これはまさに民営化以外の何物でもありません。

水道の民営化は世界各地で行われてきましたが、問題が起きて再公営化する例が増えています。二〇〇〇年から一六年末までの十七年間で二百六十七件。再公営化の理由は、民間業者の劣悪な管理運営、投資の不足、水道料金の高騰、民間業者の監督の困難さ、財務の透明性の欠如などです。

コンセッションには構造的な問題があると言えます。改正水道法でも、コンセッションに関係する二四条以外はいいことが書いてある。二四条だけ異様なのです。そこだけ投資家のために作った条文だからです。

民営化を進めたい人たちには明確なイデオロギーがあります。新自由主義です。公の役割を小さくして民に任せる。実は、民間の方が公的事業体より効率性が高いという科学的なデー

タはありません。それでも民営化を進めるのは、資本に富が蓄積するから。水道料金を例に挙げると、民間業者の場合、料金設定の際、投資に対する収益も加えます。この内部収益率を契約書で保証させようとしています。

コンセッションにはほかにも問題があります。安易に料金を上げられないから、収益を確保するために施設更新のコストを削減します。水道を運営する人材も育てません。民間業者の契約は二十五年から三十年。ビジネス契約としては長い。しかし、水道のように世代を超えて守るべき資産を運営するには短い。公共政策で水道を守る以外の解決策はありません。

民営化で水道の問題が全部解決するみたいなことが言われますが、自治体は変な幻想を抱かず、まじめに地道に、職員や住民と一緒にになって解決策を考えていくしかありません。それこそが自治ではないでしょうか。

(聞き手・大森雅弥)

<きしもと・さとこ> 1974年、東京都生まれ。オランダの政策研究NGO「トランスナショナル研究所」で水道などの民営化問題を研究。共著書に『安易な民営化のつけはどこに』など。

◇自治体に適した形を 国連環境アドバイザー・吉村和就さん

日本の水道事業は三つの課題に直面しています。第一に料金収入の減少です。人口減が最大の理由ですが、節水機器の普及や地下水の利用拡大も要因です。二〇一五年時点で全国千三百八十一の水道事業体を合わせた年間収入は二兆三千億円。十年前と比べて二千億円減りました。三割の事業体は赤字です。

第二に、水道管など施設の老朽化です。日本では高度成長期から水道の整備が進みましたが。水道管の耐用年数は約四十年ですから、更新が必要になっています。一キロの水道管を更新するのにかかる費用は一億～二億円。日本中に張り巡らされた水道管の長さは六十六万キロで、地球十六周分に当たります。更新費用は膨大になります。

第三の問題は人材です。水道事業に従事する技術者は三十年前には八万人近くいましたが、定年退職と採用抑制で、今は四万五千人です。ベテラン技術者がいなくなり、技術やノウハウの伝承が難しくなっています。

将来にわたって持続可能な水道システムを構築するためにどうすればいいか。まず考えるべきは広域化と統合です。近隣の地方自治体同士が連携して供給エリアを広げ、規模の拡大でコストを削減する。多すぎる浄水場は統合する。広域化の最終形は「一県一水道」です。宮城県などが検討を始めています。ただ、水源や地形など条件が各県で異なるので、どこでも可能というわけではありません。

次の手法がコンセッション（公設民営）です。水道法改正で「水道が外資に売り渡される」

という誤解もありますが、導入するかどうか決めるのは各自治体です。選択肢はいろいろあります。広島では県と企業が共同出資で作った会社が水道事業を手掛け、成功している例もあります。自治体がそれぞれに適した形を選べばいいのです。

海外では民間委託した水道事業が再び公営化された例もあります。しかし、だから民間に任せてはいけないということではありません。民間水道の歴史が長いフランスでは、二〇〇〇年から一五年までに再公営化された例は四十九件で、全体の4%にすぎません。

改正水道法で私が気になるのは、公的なチェック機関の設置が義務付けられていない点です。企業を参入させるなら品質や財務を管理・監督する公的機関が絶対に必要です。

(聞き手・越智俊至)

<よしむら・かずなり> 1948年、秋田県生まれ。エンジニアリング会社に勤務後、国の要請で国連本部に勤務。帰国後2005年にグローバルウォータ・ジャパンを設立し代表就任。水ビジネスの専門家。

(東京新聞 WEB 2019年3月16日配信記事抜粋)

資料② 社説「水道『民営化』懸念の解消しかりと」

宮城県議会で先月、水道事業の運営権を20年間、民間事業者に与える議案が可決された。2年前に施行された改正水道法で導入された仕組みを使った全国で初めての試みとなる。

人口減少などで水の使用量が減り、料金収入の減少が見込まれる一方、老朽化した水道管や施設の更新費用などが必要で、多くの自治体で水道事業を取り巻く環境は厳しい。宮城県は、民間の技術やノウハウを活用してコストを削減し、将来の水道料金の値上げを抑えたいとしている。

ただ、暮らしに欠かせない水道事業を民間に委ねることに不安を抱く人は少なくない。すでに下水道で同様の方式を導入済みの浜松市も、上水道では「住民の理解が得られていない」として検討を延期した。大阪市では、理解が得られやすい老朽管の交換業務と工業用水に絞っての導入を検討中だ。

人口減社会で、安全な水の安定供給体制をどう維持するのか。住民の不安に応え、丁寧に説明しながら進めてほしい。

宮城県が導入するのは、自治体が施設の所有権を持ったまま運営権を民間に売却する「コンセッション方式」と呼ばれる手法だ。これまでは自治体が事業認可を手放さなければならなくなるため、水道事業での導入例はなかったが、改正水道法で自治体が認可を持ち続けることが可能になった。

県は、運営権を売却後も水質検査などは引き続き担い、水道料金についても契約の中でしっかりとルールを決めると強調する。それでも住民説明会では「事業者任せにならないか」な

どの声が相次いだ。

大事なことは、約束通りに事業が実施されているか、事業者の経営状況に問題はないかなどを、自治体が十分に監視し、情報を公開することだ。モニタリングの実効性を高め、住民の懸念を解消しなければならない。

そもそも民間事業者が参入するのは利益が見込める都市部が中心とみられ、こうした手法で全国の水道事業が持続可能になるわけではない。過疎地などの課題解決には、市町村の枠組みを超えた広域連携こそ重要だ。

施設を共有したり点検作業を一緒に行ったり、できることから速やかに着手しなければならない。本格的に連携するには、水道施設の計画的な更新や中長期の収支の見通しなどを把握しておくことも必要になる。

改正水道法では、こうした施設の管理に必要な台帳の整備を義務づけたが、小規模の自治体では対応が遅れ気味だ。台帳整備への財政支援など、自治体の取り組みを後押しすることにも力を入れたい。

(朝日新聞 DIGITAL 2021 年 8 月 14 日配信記事)